

国有財産売払公示書（先着順）

契約担当官  
千葉労働局長 岩野 剛

下記国有財産について、千葉労働局が実施した国有財産の一般競争入札において売払相手方が決まらなかったため、先着順で売払申請書を提出された方 1 名に限り申請を受理し、国有財産を売却します。

記

1 売払物件

物件番号	所在	地目 (登記地目)	面積	用途地域	建ぺい率 容積率	金額 (千円)
0601001	茂原市鷲巣字沼下 610-3	宅地	118.40m <sup>2</sup>	無指定地域	60% 200%	2,330

2 競争参加者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定に該当する者
- (2) 国有財産法第 16 条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者

3 受付期間及び受付窓口

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 3 日（月）9 時から令和 7 年 2 月 14 日（金）17 時まで

※受付は土日祝日を除く 9 時から 17 時（12 時から 13 時を除く）までとする。

(2) 受付窓口

千葉労働局 総務部総務課 会計第 2 係

所在地：千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎 2 階

4 申請方法

申請される方は、「普通財産売払申請書」及び「誓約書」に、必要な事項を記載・押印（実印）の上、必要書類を添付して、申請受付窓口へ持参すること。

5 添付書類

(1) 個人が申請する場合

- ・住民票抄本（マイナンバーの記載がないもの）及び印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）

(2) 法人が申請する場合

- ・登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- ・役員一覧（千葉労働局所定様式）

6 契約相手方の決定方法

有効な普通財産買受申請書（宣誓書及び必要添付書類含む）提出者のうち、先着1名を契約相手方とする。ただし、持参及び郵送を問わず同日に複数者より提出があった場合にはくじによる抽選により契約相手方を決定する。その場合、申請書提出日の17時以降に電話連絡し、くじ引き参加の可否等について確認を行う。

#### 7 契約の締結

暴力団排除の推進に係る合意書に基づき、千葉県警察本部に対し照会を行い、「該当なし」の確認がされたときに、売買契約を締結する。

なお、契約書については、千葉労働局で作成する。

契約締結期日については、契約相手方を決定した日から30日以内とする。ただし、30日目が土日祝日等による千葉労働局の閉庁日となる場合は、直前の開庁日とする。

契約保証金については、契約相手方を決定してから契約締結日までの間に売買代金の1割以上を納付すること。

#### 8 売買代金の支払いについて

売買代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を売買契約締結の日から20日以内（20日目が土日祝日の場合は直前の金融機関の営業日）に支払うものとする。

なお、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属する。

#### 9 契約内容の公表について

契約を締結した場合には、契約内容を公表する。

公表内容は、物件所在地、区分、面積、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあってはその業種とする。

#### 10 その他

- (1) 物件の申込み当たっては、一般競争入札の際に付した条件を継承する。
- (2) 契約手続きに使用する使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札者は、本公示書のほか、千葉労働局で交付する入札案内書等を十分理解の上、入札するものとする。
- (4) 物件は現状有姿での引渡しとなる。
- (5) 契約相手方は売買代金に加え、所有権移転登録免許税及び契約書貼付印紙税を負担すること。
- (6) 先着順による売払いのため、既に売却済みとなる場合があるため、事前に確認すること。

#### 11 問合せ先

千葉労働局 総務部総務課 会計第2係 伊能

電話：043-221-4311、メール：inou-tomoaki@mhlw.go.jp

以上公示する。